

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

当社は、サプライヤーをはじめとする取引先の皆様と連携し、適正な取引関係の維持、価格転嫁の適正化、さらにはカーボンニュートラル・デジタル化・人材育成といった社会課題の解決に向けた協働を進め、共に発展していくパートナーシップを築いてまいります。又、取引先企業との協力関係を深化させ、相互の発展を図るとともに、地域経済の活性化や持続可能な社会の実現に貢献することを目指し、企業間連携を強化してまいります。

b. 専門人材マッチング

当社は、人材不足という社会的課題に対応するため、取引先企業と協力し、専門人材のマッチングやスキル向上の取組を推進することで、共に発展していくパートナーシップを築いてまいります。又、当社の業務に経験がなく、どうしてもこの業種がやりたいという方々に対してのフォローアップを積極的に実施しており、一つの例ですが、林野庁が主催しております「緑の雇用」事業を積極的に参加し最終的には実績として4名の方が最終段階であります統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）を取得し、当社の業務の内容を熟知したうえでの適切な指導、指示が可能となった人材育成方法を関連会社への情報提供も強化していく所存であります。

c. 健康経営に関する取組

当社は、健康経営を企業活動の基盤と位置づけ、取引先や地域と協力して健康推進の取り組みを進め、共に健やかに成長できる社会づくりを目指します。又、労働安全衛生規則に基づいた安全衛生教育（第三十五条）の必須化及び特定業務従事者に対しましては、特殊健康診断を必ず受診させ、スタッフ自身の健康の大切さを認識してもらえる体制を構築し関連会社への情報提供も強化していくと共に皆が健康で活発的に業務に従事出来るよう取り組みます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

直接の取引先だけでなく、サプライチェーンの更に先まで価格転嫁が可能となるような価格決定を行い、その旨をサプライチェーンの隅々まで伝わるよう情報発信すると共に、サプライチェーン全体の共存共栄のためパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。

約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます

令和7年9月9日

株式会社 サンライフ

代表取締役 水野 喜文

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。